

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2013年（平成25年）10月11日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company,Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 弘 治
【本店の所在の場所】	大阪府中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06（6631）1101
【事務連絡者氏名】	企画本部（改革推進本部）財務部長 明 石 俊 一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町2丁目12番7号
【電話番号】	03（3668）7083
【事務連絡者氏名】	企画本部（改革推進本部）財務担当次長 後 藤 利 建
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2012年（平成24年）2月27日
【発行登録書の効力発生日】	2012年（平成24年）3月6日
【発行登録書の有効期限】	2014年（平成26年）3月5日
【発行登録番号】	24 - 関東25
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 （50,000百万円） （注）発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 （下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2013年（平成25年）10月11日（提出日）である。
【提出理由】	四半期報告書（第148期第2四半期 自 2013年（平成25年）6月1日 至 2013年（平成25年）8月31日）を2013年（平成25年）10月11日に関東財務局長に提出した。この四半期報告書の提出により、当該書類を2012年（平成24年）2月27日付で提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 （東京都中央区日本橋2丁目4番1号） 株式会社高島屋京都店 （京都市下京区四条通河原町西入真町52番地） 株式会社高島屋横浜店 （横浜市西区南幸1丁目6番31号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。